

第1部 計画の構想

交通の安全のための施策を講ずるにあたっては、車両、船舶、航空機等の交通機関、それを運転、運航する人間およびそれらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それらの相互関連を考慮しながら適切かつ実施可能な方策を検討し、計画を作成しなければならない。

まず第一に、交通機関が原因となる事故の防止対策としては、不斷の技術開発によってその構造、設備等の安全性を高めてゆくことが要請されることはもちろんあるが、それとともに各交通機関が社会的な要求に応じた安全水準を常時保持するよう義務づけるための措置を講じ、さらに必要に応じた検査を実施しうる体制を一層充実させなければならない。

とくに、近年その普及度が著しく、国民の日常生活に密着している自動車については、多数の人間がこれを運転する機会が多く、またそれにより歩行者など周辺に与える事故の危険が大きいこと、一方鉄道、旅客船、大型航空機等の大量輸送機関については、いったん事故が発生すれば一時に多数の人命を危うくするものであるため、より高度の安全性が要求されることなど、それぞれの交通機関の社会的機能や特性に考慮を払いながら、それに十分対応した安全対策を講ずる必要がある。

第二に、交通機関を運転、運航する人間の資質に即した安全対策については、安全な運転、運航を可能にするような知識、技能、適性を保持、向上させるための各種の施策を実施することが必要であるが、さらにひろく国民各層を通じて交通の安全に関する意識の普

及高揚に資する諸活動を強化することがきわめて有益である。

したがって、運転、運航資格制度の合理化による不適格者の排除、教育訓練の充実、各種組織における管理の改善等を通じての労働条件の適正化を図るなどのほか、交通の安全に関する教育、国民運動等を推進する必要がある。

第三の交通環境については、交通量の増大、交通機関の大型化、高速化等に対応して道路、港湾、空港等の基礎施設の整備を進めることはもとより、交通安全施設の整備、交通管制システムの充実、交通規制の強化等を図る必要がある。これらは公共投資、公的規制等、国、地方公共団体が直接、間接に担当し、あるいは関与することからであるので、その意味で最も重要な交通安全対策であるということができる。

これらの交通環境の整備にあたっては、道路、港湾や空港の周辺等における交通にみられるように混合交通に起因する接触の危険が少くないので、このような危険を排除するため、基本的にはそれぞれの通行路を分離するとともに、ますますふくそうする交通の流れを秩序づけることにより交通機関の安全な運転、運航に資する必要がある。

以上の考え方のもとに有効適切な交通安全対策を講ずるには、その基礎として交通事故原因の総合的な研究調査および交通の安全に関する科学技術の振興を図るとともに、各般の事故防止対策にかかわらず不幸にも交通事故が発生した場合には、救助救急活動、被害者の傷害の治療、損害賠償の確保等必要な救済措置に万全をつくすよう努めるものとする。